時事新報

馬子にも衣裳

馬子にも衣裳とは古き諺にして如何なる田夫野人にても錦衣羅裳に身の廻りを飾るときは其形恰も縉紳の觀をなして間々世俗を驚かしむるに足ることなれば人物の高下は內實よりは寧ろ外觀にありとて嘲謔の意を顯はしたるものならん成程形の上より之を觀れば衣裳は紛れもなき縉紳なれども其精神心術に至ては又紛れもなき馬子にして裝飾は喩へば枯木の花の如く到底似付くべき譯のものにあらず支那の所謂沐猴にして冠すると同じかるべし之を聞く維新の前水戶の浪士が筑波山に楯籠りて干戈を動かしたるときに當り幕府の若年寄某が討手として馳向ひ壘を設けて之を攻めんと欲し工夫募集の命を府下神田の某と云へる親方に命じたり當時普通の賃銀は一人五六百文乃至一貫文位にて充分なるべき所なれども太平の世に戰爭の沙汰なれば人足方の言ふがまゝに拂はざるを得ず是に於てか親方は博徒破落漢の一類を八方より呼集め一人に付き金二歩三歩の賃銀を請求して當人へは僅に其何分一を與へ親方の懷中俄に膨脹して巨萬の富を一擧に博したるを千載の一遇なれ扨平生は金さへあればと思ひ込み寤寐に忘るゝこと能はざりし其夢想がいよ〳〵實際となりて自ら其手に掌握して見れば何れに向て之を消費すべきや當惑に堪へず先づ取敢へず日頃一念を凝したる伊丹の薦樽を擔込み九尺二間の長屋を毀て格子造りに改築したれども費やす所は未だ九牛の一毛に過ぎず、一歩を進めて書畫骨董を弄び花卉草木なども思へど土藏を造り外宅を構へたれども是れ迚も亦限りあり、も本來此等の心懸けに乏しきを如何せん、周圍の萬物次第に高尚なるに從ひ心身何となく窮屈を覺えて却て樂しまざりしと云ふ是れは昔しの一奇談なれども今の我國の富農豪商の中にも或は之に類似するものあらざる歟開國以來日本の社會は顚倒して舊來の秩序は着々破壞せらるゝ其混雜に取紛れ資産を失ふ者あり纔に之を維持する者あり又或は赤手を以て躍り出で大に儲けたるもあれども今日の實際にて金の落着く所を觀察すれば維持する者も維持の才あるに非ず唯祖先代々の先例古格を墨守して文明の夜の明けたるとも知らず金を土中に埋めて安心する者の一類にして又大に儲けたる種族も實は偶然の僥倖により天運に叶ひたる迄のことにして彼と云ひ是と云ひ學問智識の助けにより實力を以て資産を成したる者は廣き日本國中果して何人あるや左れば其身富むと雖も腦中元來一物なければ其財貨を利用して自他公私の爲め有益なる事業を經營するの思想もなく散財の方向は渾て是れ肉體の娛樂に非ざるはなし即ち都會の富豪は山村幽雅の邊を卜して別邸を構へ田舍の大盡は歐吹繁華の巷に外宅を設けて何れも嬖妾を蓄ふるか或は所謂文明の交際を羨んで世の物笑ひとなるに過ぎず時に書畫彫刻類に心を傾くる者もあれども美術の嗜好ありて然るには非ずして唯直段の高きに誇りて自ら慰むるのみなれば慶長小判を蟲干して獨り樂々たるに異ならず試に見よ今の世間に富農豪商が自ら發心して博物館を經營したる者あるや、學校を立てたる者あるや、學事の研究青年子弟の教育に金を投ずる者あるや其他社會公共の爲めに肉體以上の美事をなしたりと云へば皆官命に餘儀なくせられ一種の租税と心得たる寄附献金の類にして其發意は偶々以て自尊自重の主義を辱かしむるもの比々然る所にして到底文明社會の財産家たるべき資格を有するものに非ず錦衣の馬子と云はれても一言の答辨なかるべし開明日進の今日に當り實力なくして財産を掌握する此等の富農豪商は今後果して如何なる境遇に立至るべきや相替はらず富豪を專らにすべきや否やは一の問題なれども我輩を以て見れば是れは決して永續す可きものにあらずと豫言する者なり元來日本には士族と云へる一種族ありて學問智識のとは殆んど其專有に屬し隨て其精神心術も遙に他の農工商民の上に擢んでたりしが故に武門武士解職の今日と雖も猶ほ依然として其特色を存し文明の學問の輸入するや早くも之を學んで益々知見を開發し身は窮すと雖も將に大に爲すあらんと欲するものゝ如し蓋し智識は今の世界の達尊にして即ち智力競爭の最中なれば纔に士族が封建の常職を失ひたると共に農工商民が舊夢の未だ醒めざるに乘じ其領內に切込みて次第に之を壓倒するに至るやも知る可らず否な現在の事實に於ても目前瑣末の小利に付ては士族の商法とて恰も失敗の異名の如くなれども之れより以上大仕掛の業となり智識を要するものに至れば事の農商を問はず大抵士族の經營に係り昔しは當業に得意にして世に爭ふものはなかりし富農豪商も一朝端なく凌駕せられ背後に瞠若として復た顏色なきは我輩の毎度見聞する所なり若し此等の富農豪商にして文明の趨く所を看破し世局の變遷と共に心身を推移して益々自家の事業を擴張するの見識ありしならんには彼の貧窮士族輩をして今日に時めくことを得せしめんや唯無氣無力の農商が素町人土百姓の心得を蟬脫すること能はざりしが故に其專有たりし領內を略せられ脚下に火の起るを見ても驚くを知らざるの罪に坐するのみ之に由りて觀れば今後士族と彼の富農豪商との榮枯盛衰は略ぼ代謝の數を算するを得べし若し夫れ社會の表面に顏出しするを以て富豪の任務と速了し政治家の氣風を氣取りて無意に狂奔するに至ては益々策の拙なるものにして年少の貧書生に愚弄せられ家產の顚覆を速にする計りなれば散財の方向を知るの智識を研くと同時に守成の才能を養ふは正に富豪家諸氏の急務なるべし

官報

朕帝國ト北米合衆國トノ郵便爲替追加定約ヲ締結シタルニ依リ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年六月廿二日

內閣總理大臣伯爵黑田淸隆

遞信大臣伯爵後藤象二郎

明治十八年五月廿三日（千八百八十五年五月廿三日）及千八百八十五年四月十八日締結日本帝國驛遞局ト北米合衆國驛遞院間郵便爲替追加條款

日本帝國遞信大臣及北米合衆國郵政院長ハ明治十八年五月二十三日（千八百八十五年五月二十三日）及千八百八十五年四月十八日締結日本帝國驛遞局ト北米合衆國驛遞院間ノ郵便爲替定約追加條款トシテ左ノ通約定ス

第一條

前記定約第三條ハ削除シ左ノ新條目ヲ以テ之ニ代フ

爲替一口ノ金額ハ雙方共百弗ヲ超過スヘカラス

第二條

此追加定約ハ千八百八十九年六月二十四日ヨリ實施シ千八百八十五年四月十八日及明治十八年五月二十三日（千八百八十五年五月二十三日）締結ノ定約ト共ニ連續施行スヘシ

本書貳通ヲ調製シ明治二十二年四月五日（千八百八十九年四月五日）東京ニ於テ千八百八十九年五月四日華盛頓ニ於テ記名調印スルモノナリ

日本帝國遞信大臣

○鐵道局年報（昨廿三日の續）

第一表（明治二十二年三月三十一日ニ終ル）鐵道資本勘定

勘定名稱	東京橫濱間（円）	神戶大津間（円）	敦賀大垣間（円）
線路豫測費	二四、二七五●○五六	六七、三四九●八二三	九八、六二五●[illegible]
工事督監費	七四、八四○●一七○	二○二、一一八●三一六	四七、五九二●[illegible]
用地費	二四四、七三五●九九六	三六二、八○三●○六一	八六、二○八●[illegible]
土工費	四六四、八○八●○七二	八六四、三九二●八七七	五九九、六三○●[illegible]
橋梁費	六四七、六一六●八一六	二、○五一、○四九●六○○	[illegible]
「コルベット」費	一五、六八○●七七九	四○八、二七七●三二四	八三、四八八●[illegible]
伏樋費	二三、五二一●一六九	一三、三六○●四一五	九、三一一●[illegible]
隧道費	—	五○三、一二五●四三八	五二五、四三○●[illegible]
軌道費	五二一、九二九●八四四	七九二、二二八●七七八	六一五、九五七●[illegible]
停車場費	一九五、三六九●三七二	八七九、六一○●四九七	一一九、四三八●[illegible]
車輛費	三三八、八○○●三○七	一、○一七、二五○●四二九	六四二、六九四●[illegible]
器械場費	一四三、二九三●八一七	三一五、○八九●八五八	九三、六六二●[illegible]
諸建物費	三二、一○九●三○八	一四七、六三六●○五九	二五、三一八●[illegible]
運送費	—	六、六六六●六一一	三、一二四●[illegible]
建築用汽車費	五、二二四●八一一	一七、九三一●四二○	一七、一八○●[illegible]
建築用具費	六七、五九○●六四三	—	—
柵垣及經界杭費	四、三三○●○六六	三三、五五四●八二九	八二○●[illegible]
總係費	四九、七六○●一一三	一三四、八五七●○八四	一○八、二三九●[illegible]
電信線架設費	—	一六、三八四●五三三	四、七六○●[illegible]
波戶費	—	一、六二二●四五二	一○二、二八四●[illegible]
決算及整算高	二、八五二、八四二●二九九	七、八二七、二○二●二○六	三、三五二、五七九●[illegible]
未整算高	二、○○○●○○○	六七、五五三●九四一	—
合計	二、八五四、八四二●二九九	七、八九四、七五六●一四七	三、三五二、五七九●[illegible]

雜報

○高知縣下の政況　此程土州高知より還したる書信を見るに土陽新聞を機關とせる自由派と高知日報を機關となし居る高陽會派との爭ひは今尙ほ捷まず屈せず互に止まざるの勢より推考すれば明年の衆議院議員撰擧迄は依然今日の調子にて進み行くなるべしと云ふも不可なからん現に先頃迄は兩派共各郡の要地に於て懇談會講談會演說會等を開きて黨勢の擴張を務めたりしも近頃は迚も右等の策略にては手緩しとて處を擇まず寒村僻落に迄乘込み人々の感情に訴へて我黨の仲間となさゞる迄は種々樣々と說法し廻る意氣込なりと云ふも一體僻陬の鄕人たる心思單純無雜にして信じ易く疑ひ易く實に甲派遊說員の說を聽き大に感服せしが如き觀あれば是全く掌中の玉と遊說員は早くも見て取り匆々去て隣郡隣地に推移る頃しも乙派の遊說員來りて懇々說き去り說き來れば俄に變心して乙派の味方となるの恐あるより此時に當ては甲派員は再び引返して二度目の說法に幾多の煩勞を執らざるべからずと雖も既に兩派間に斯る競爭あれば双方の說く所、論ずる所區々實々巧に同一の問題をも自黨に利ある樣に辨解し又其說の高聲に驚かされて政治思想の單一枯鯁なる鄕人中には爲に津涯を失ひて辨別の心惑ひ五里霧中に彷徨する者なしとせず今其一例を擧れば某村の名望家は甲乙兩派より並び說かれたれども其是非の存する所其得失の在る所さへ未だ充分に確知し得ざる事なればとて甲乙何れの派へも加入せざりしに四隣皆黨派員ならざるなく殆んど交るに友なく語るに人なきが如き有樣なるより數年間は他府縣に旅せんかと語るものさへありといふ左れば町村會議員町村長の撰擧等に至る迄自由高陽兩派の爭ひ甚しく又衆議院議員候補者の撰擧には全縣下四區內とも兩派員奔走し居りて第一第三の兩區は先づ自由派の方に團扇の上るべき勢あり第二區（高岡幡多二郡）は尙は高陽會派のものなれども自由派の候補者は林有造、片岡健吉の兩氏にして共に前月來親しく遊說の勞を執り爾後辨士の交代して力を此區に注ぐみと他

きや既に去る

村町の劇場共

派の壯士聽衆中

打創傷の瘢を以

至れり斯く兩派

ふ一主義に加人

氏の幹旋に依て

ものありしかど

に觀察し來れば

の狀なきに非ず

一名の委員を專

は山本幸氏に委

會派（高知クラ

自由派の撰出に

とも思はれず

何あるべきや云

○古今未曾有の

ピンと云へるは

星運行の次第を

のと思ひ立ち號

が十年の苦心其

の珍奇ある一大

は高さ十二フィ

全量六噸にして

と眼前に現はし

も珍奇なるもの

聲血[illegible]くが如

十分を過ぐれば

に壯年の男子と

背面に書かれた

るにて坐ら潮の

方の戶を開て自

々ランプを携へ

最中一列の天女

（英量）封度 凡我百二十目九分	本 凡我十三貫五百四十七匁五分	噸 凡我二百七十貫九百五十目
（英尺）呎 凡我一尺○五厘○毛	碼 凡我三尺○一分七厘	哩 凡我十四町四十五間一尺
（佛量）基 凡我二百六十六匁	（佛尺）米 凡我三尺三寸	

○京濱鐵道 新橋發車時刻 ●即ち國府津下り連續新橋發午前●六時(急行)六時四十分●七時五十五分、八時二十五分(急行)九時●十時、十時五十分○午後十二時二十分●一時三十分●二時三十分、四時●四時五十五分(急行)●六時、七時三十五分、八時四十五分、十時、十一時十五分(急行)○橫濱發(上り)午前六時三十分、七時二十分、八時、八時四十五分(急行)十時二十分、十一時、十二時(急行)○午後一時卅分、三時三十分、四時

濱發(上り)午前七時五分、八時四十五分、十時二十八分、午後二時五十五分、四時十五分、六時十五分、八時三十五分

○新橋靜岡濱松名古屋長濱間發車時刻 新橋發午前六時、十時、午後一時三十分○靜岡發(下り)午前七時三十五分、十一時四十五分、午後四時(上り)午前六時二十分、十時四十五分、午後二時五分○濱松發(下り)午前九[illegible]

十分、九時十五分、午[illegible]

午前六時、十一時五十[illegible]

時四十五分發列車八[illegible]

○仙臺鐵道 上野仙[illegible]

十五分、午後二時四十[illegible]